令和5年度 春日市商工会 キャッシュレス商品券事業の概要

1. 基本方針

商品券の発行により、原油高騰に伴う物価高や円安等がもたらす、食料品や電気・ガス料金の値上げに対する消費者の家計支援ならびに、コロナ禍からの本格的な脱却を目指す春日の事業者における消費を喚起することで、地域経済の回復と中小企業者の結束と意識の向上を図ると共に、キャッシュレス決済導入促進の一環としてキャッシュレス商品券を発行する。

- 2. 名称 「春日スマイルペイ」(以下「商品券という」)
- 3. 発行金額 120,000,000円 (プレミアム率20%)
 - (1) 販売価格 100,000,000円 プレミアム 20,000,000円
- 4. 商品券の券種
 - (1) 額面 10,000円単位でチャージ可能

共通券 6,000円(全ての加盟店で利用が可能)

地域券 6,000円 (大型店*を除く地域の加盟店でのみ利用が可能)

※大型店とは、店舗面積が 500 m²以上の大型小売店舗を指す。

(2) 有効期間 令和5年8月16日(水)から令和6年1月31日(水)迄

5. 加盟店

- (1) 本会会員とする。なお、大型店は共通券のみ取扱い可能とする。
- (2) 加盟店は、商品券の取扱い等に関する商品券加盟店舗登録申請書を商工会に提出するものとする。
- 6. 商品券の販売
 - (1) 販売対象者 春日市民 ※申込・利用についてはスマートフォンが必要。
 - (2) 申込・販売方法

スマートフォンで専用アプリから申込。応募者多数の場合は抽選により購入者を決定する。 当選者は、最寄のコンビニで入金し、商品券を購入頂く。また、応募が販売数に達しない場合、 または販売残が生じた場合は、2次募集等を行う。

(3) 申込期間

令和5年7月3日から令和5年7月31日まで

(4) 商品券の販売額および限度額 販売は1万円単位とし、1人3万円を限度とする。

7. 商品券の使用範囲

- (1) 百貨店発行・信販会社発行・図書カード・おこめ券など他の商品券、切手、印紙、はがき、公共料金(税金等を含む)、市指定ゴミ袋、粗大ごみ処理シール、プリペイドカード、電子マネー、家賃、通信販売購入代金、取扱店における振込手数料等の支払い・購入、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務は対象外とする。
- (2) 商品券の発行が消費(契約)の動機となっていないものに対し、商品券を充当することは、当該消費(契約)が商品券を発行することにより喚起されたものとみなせないため、使用対象外とする。
- (3) 医療行為に対する支払いへの商品券の使用について、保険診療・自由診療ともにある種の必要経費であり、「消費喚起」の目的にもなじまないため、対象外とする。ただし、医療機関における全額自費負担の物品購入については、商品券の使用対象とする。
- (4) 商品券を利用してたばこを購入することに関して、たばこ事業法第36条第1項において 小売定価以外による販売が禁止されているため、使用対象外とする。

8. 加盟店舗の責務等

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、のぼり・ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 決済時には、お客様のアプリの決済完了画面にて、確実に決済が完了していることを確認すること。
 - (3) 決済時に利用するQRコードは、汚損などに注意すること。
 - ※汚損などにより読み取れなくなった場合には、店舗管理画面から印刷して使用すること。

9. 加盟店舗登録手続について

(1) 申請方法

この「概要」及び別紙の「取扱留意事項」に同意のうえ、「商品券加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へFAX・メール・郵送または直接持参すること。※登録手数料は不要

提出先:春日市商工会 〒816-0825 福岡県春日市伯玄町2-24

FAX: 092-575-0702

E-mail: kanri@kasuga21.com

(2) 申請受付期間:令和5年4月13日から令和5年5月15日まで

その後も随時申請は受付けるが、チラシの裏面・利用開始時のアプリ等への掲載が間に合わない場合がある。

- (3) その他
- ①複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成すること。
- ②決済用のQRコードなど必要なものは、郵送にて送付を行う。
- 10. 換金について ※決済事業者との協議により締日等が変更になる場合がある。
 - (1) 換金方法及び入金までの日数

商品券発行日以降の第2第4火曜日0時(月曜日24時)に未換金分を自動集計し、共通券、地域券の合計未換金分が1万円以上の場合には、未換金分を原則3営業日後に、指定された口座に春日市市商工会から自動的に振込を行う。なお、未換金分及び換金状況については、店舗ごとの店舗管理画面にて確認可能。

(2) 換金期間 令和5年8月22日(火) から令和6年2月1日(木) まで

※2月1日0時締め分については、最終清算するため、1,000円以上10,000円未満の未換金分についても振込を行う。また、1,000円未満の未換金額がある場合は商工会にて換金を行うので、商工会より連絡があった場合は速やかに来館すること。

(3) 振込手数料は事業所負担とする。振込手数料は、一律550円。なお、筑邦銀行の口座に振込む場合は無料となる。

11. 加盟店舗登録の取消等

この「概要」及び「利用規程」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合がある。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、春日市商工会は一切補償しない。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

12. 告知

- (1) 商品券事業概要や事前申し込み方法等を記載したチラシを作成し、7月1日号の春日市報への折込にて周知を行う。
- (2) 春日市商工会ホームページ・公式 Twitter において最新の加盟店情報や追加販売情報等の発信を行う。